

社会福祉法人 バプテスト心身障害児（者）を守る会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人 バプテスト心身障害児（者）を守る会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人における常勤役員の定義の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2-1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
2. 常勤役員等に対する退任手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退任手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第22条及び給与規程別表13の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、職員を兼ねる場合は、給与規程及び旅費規程等を適用し、報酬及び費用は支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬はこれを支給しない。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条1項に準じた日とする。

- (2)賞与については、毎月6月及び12月とする。
 - (3)退任手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数の数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(退任手当)

第9条 役員等の退任手当の額は原則として下記の通りとする。

(1)理事長、センター長を除く役員の場合

理事、監事、評議員は1年につき2万円とし20万円を上限とし、理事会の議を経て理事長が決定する。

(2)理事長、センター長の退任の場合

理事長、センター長の退任手当の額は1年につき100,000円としその在任期間を乗じた額を支給する。但し100万円を限度とする。

理事長、センター長の在任期間と理事長、センター長を除く役員の在任期間がある場合は上記9条1項および本項ごとに算出の上合算した額とする。但し合算額の合計は100万円を限度とする。

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事(理事長を含む)	月額 70万円以下

別表2 (常勤役員等の賞与)

役職名	報酬の額
6月の賞与	別に定める職員規程に基づき支給する
12月の賞与	〃

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

(定款細則案に準拠すると)
1. 理事長、センター長は 100,000円×年数(最大100万円)
2. その他の場合 20,000円×年数(上限20万円)

(上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる)。

別表4 (非常勤役員等の報酬) (日額は定款施行細則案第1条より導入)

理事および選考委員で職員を兼ねているものについては支給しない

(1) 評議員

	日 額	報酬の額
評議員会等への出席	10,000円	福岡市内2,500円 福岡県内は実費に基づき3,000円～7,500円 支給。県外は移動手段に基づく実費支給。

(2) 理 事

	日 額	報酬の額
理事会等会議への出席	15,000円	福岡市内2,500円 福岡県内は実費に基づき3,000円～7,500円 支給。県外は移動手段に基づく実費支給。

(3) 監 事

	日 額	報酬の額
理事会等会議への出席	15,000円	福岡市内2,500円 福岡県内は実費に基づき3,000円～7,500円 支給。県外は移動手段に基づく実費支給。

(4) 運営協議会委員

	日 額	報酬の額
運営協議会への出席	10,000円	福岡市内2,500円 福岡県内は実費に基づき3,000円～7,500円 支給。県外は移動手段に基づく実費支給。